

「第1回 直方市公契約条例策定審議会」会議録

開催日時：平成25年6月11日（火） 14:00～15:30

開催場所：直方市庁舎5階 503会議室

出席者：（委員）服部会長・岩尾委員・寒竹委員・津田委員

（事務局）毛利総合政策部長・大場財政課長・平山財務制度改革担当

1. 会長及び議長選出・開会

事務局	会長については、直方市公契約条例策定審議会設置要綱 第4条第2項により服部弘昭弁護士にお願いしたい。 また、直方市公契約条例策定審議会設置要綱 第5条第1項により、審議会は会長が招集し、その議長となるとの定めから服部会長にお願いする。
会長	それでは、議事に入る。本日の議事(1)「会議の運営方法」から事務局の説明をお願いする。

2. 会議の運営方法（会議の公開）

事務局	会議の運営方法については3点。1点目、会議の公開について、今回、審議していただく内容は条例（案）及び施行規則（案）であるため、特定の個人又は法人その他団体に関する情報等は含まれないので、権利利害を害する恐れもないため、原則公開としたいがよろしいか。
会長	注目をあびている審議会であり、他の地方自治体からあるいは関係団体からも傍聴があるかもしれないが、この直方市の進め方も注目されているため公開でよいと思うがいかがか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは、会議については公開とする。
事務局	人数については、会場の関係もあるが、できる限り対応したい。

3. 会議の運営方法（会議録の作成、署名）

会 長	続いて、議事：会議録の作成、署名について事務局の説明をお願いします。
事務局	2 点目、会議録の作成について、事務局で「要点筆記」で作成後、2 名の委員に署名をお願いしたい。署名については、会長を除く委員の中から会長が指名することにさせていただきたい。
会 長	これは、今回の会議が終了するときに、私から署名いただく委員を 2 名指名して、要点筆記ができあがった後、次回会議で内容を確認し、署名するというのでよろしいか。
事務局	次回会議の冒頭に委員全員で内容を確認していただき、指名委員 2 名の署名の後、次回会議の終了後から公開ということになる。
会 長	ご意見いかがか。
委員一同	異議なし。

4. 会議の運営方法（検討経過の公表）

会 長	それでは、了承いただけたということで、続いて検討経過の公表に移る。これについても事務局の説明をお願いします。
事務局	3 点目、検討経過の公表について、委員会の会議録等を「直方市ホームページ」で公開を考えている。公開の時期は、次回会議の冒頭に委員のみなさんに内容を確認していただき、委員 2 名の署名をいただいた後、行いたい。なお、公開する会議録では、各委員の氏名は省略させていただき、「委員」と表記したいのでご了承願いたい。
会 長	私から質問したい。会議録は先ほどの 2 点目で作成することとし、それをホームページで公開するということだろうが、「会議録等」の「等」とは具体的にはどのようなものが想定されているのか。
事務局	基本的には会議録を公開する予定だが、審議にあたって提供した資料の一部もあわせて公開したいと考えている。
会 長	例えば、本日の条例（案）であるとか、規則（案）といったもの、また、この先、提供された資料もということか。

事務局	すべての資料を公開というわけにはいかないと思うが、公開できるものは、できる限りホームページで公開したいと考えている。
会 長	ご意見・ご質問はないか。
委 員	この審議会でクローズアップされたものを事務局と調整しながら、ホームページで公開していくということなのだろうが、審議会として、こういった資料を掲載したらどうかといったものはどうなのか。
事務局	委員のご意見は、審議資料とは別のものを公開するということか。
委 員	審議会で示された資料もそうだが、審議会の中でこういった資料も別途公開したらどうかといったものである。
事務局	了承しました。
会 長	委員会で示されなくても、口頭で、こういった資料を掲載したらどうかといったものか。
委 員	そういった資料もあり得る。こういったものはどうでしょうかといったものである。
会 長	ホームページに掲載する資料は、審議会でその都度、議論して掲載していくということでよろしいか。
委員一同	異議なし。
会 長	他に意見はないか。今の意見を付して事務局の提案どおりとする。 会議の運営方法について確認する。 1 点目、会議の公開・非公開については、原則公開。 2 点目、会議録の作成・署名については、事務局が「要点筆記」で作成後、会長を除く 2 名の委員を指名させていただき、署名。委員指名は会議の終了時、署名は次回会議の会議録内容確認後。 3 点目、検討結果の公表については、委員署名の後「直方市ホームページ」で公開。その他資料については、審議会で議論したものを掲載。 ということよろしいか。
委員一同	異議なし。

5. 「公契約条例（案）、施行規則（案）」の説明

<p>会 長</p>	<p>続いて、議事(2)「公契約条例（案）、施行規則（案）」について、事務局の説明をお願いする。</p>
<p>事務局</p>	<p>条例（案）、施行規則（案）については、本日初めて委員にお示しさせていただいたことから、本日は事務局の考え方のみの説明とさせていただき、第 2 回策定審議会から内容の審議とさせていただきたい。</p> <p>（資料）「公契約条例制定に向けた基本的な考え方」説明。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の冒頭の説明にもあったとおり、本日は内容説明のみに留め、各委員には、目を通していただき、次回より内容審議に入りたい。 誤字脱字といったものであればご指摘いただいても構わない。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回からの審議だが、1 条ずつ順に進めることがよいか、また、全体をとおしてご質問・ご意見をいただき審議するのか。どちらがよろしいか。</p>
<p>会 長</p>	<p>簡単な説明は受けたが、基本的な考え方を含め、条文を見ながら進めたほうがよいと考える。</p>
<p>事務局</p>	<p>了承しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は、基本的な考え方のみをお示ししているに過ぎないため、次回は条例（案）、施行規則（案）を条立てで説明させていただき、委員で協議を行ったほうがより理解ができると考えている。</p>
<p>会 長</p>	<p>なかなか条例などは、頭に入ってこない。全体的な説明を再度、事務局より行ってもらい、審議に入りたい。</p> <p>本日の議事予定にはないが、この公契約条例策定審議会設置要綱について確認させてもらいたい。委員はわれわれ 5 名で、審議会に会長を置き、審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長つまり会長が決することになっている。</p> <p>会議の成立要件は、事業者団体の推薦を受けた委員 2 名と労働団体の推薦を受けた委員 2 名がいるわけだが、それぞれ 1 名以上の委員出席がなければ成立しないとなっている。本日は、永富委員が欠席ではあるが会議は成立ということである。</p> <p>少し普通の審議会とは成立要件が違うようにあるので、事務局から説明をお願いする。</p>

事務局	審議会で審議いただく内容からすると、代理出席といったことはすぐわないと考えている。また、労使団体の推薦を受けた委員が 1 名はいないと審議内容からしても会議が開催できないとも考えているため、要綱に定めさせていただいている。
会 長	傍聴自由であることから、委員が欠席となっても、関係団体の方が会議を傍聴したいといったことがあっても良いと思う。しかし、場合によっては会議日程を変更するといったことも考えなければならない。
事務局	各委員が出席できる日時を事務局で調整したいと考えている。ただし、冠婚葬祭といった不測の事態も考慮し、最低の条件として成立要件を定めさせていただいている。 今後のスケジュールについては、会長・事務局の日程は確認させていただいているが、各委員にお聞きするとすでに予定が入っておられる方もいらっしゃるようなので、再度調整をさせていただきたい。

6. 今後のスケジュール

会 長	それでは、会議次第 8. 今後のスケジュールについて事務局の説明をお願いします。
事務局	(資料)「会議開催スケジュール」説明。
会 長	スケジュールについてはいかがか。
事務局	本日は、第 2 回目の日程を確認させていただきたい。第 3 回目以降はスケジュールの調整をさせていただくが、月に 1 回の会議開催を考えている。
会 長	第 2 回目の 7 月 10 日はいかがか。 － 一部委員より「都合が悪い。」との意見あり －
事務局	後日各委員の日程調整を事務局よりさせていただきたい。各委員が出席できる日時にスケジュールの調整を行いたいが、調整がつかない場合は、一部委員には了解をいただいた上で、7 月 10 日に開催することも了承願いたい。

会 長	<p>それでは、事務局には各委員の日程調整をお願いする。</p> <p>7月10日は調整がつかなかった場合も考え、仮押さえとする。</p> <p>調整はどのくらいでできるか。</p>
事務局	<p>今週を目処に行いたいが、できる限り早いうちに調整させていただきたい。</p>
会 長	<p>では、よろしく。</p>

7. 会議録署名委員の指名・その他

会 長	<p>それでは、本日の会議録署名委員の指名をする。今回は、岩尾委員・寒竹委員をお願いする。</p>
委 員	<p>了承した。</p>
会 長	<p>その他、何かないか。</p>
委 員	<p>基本的な考え方は、資料・説明により理解したが、公契約条例の対象となる委託業務の人件費の割合はどうなっているか。そういった資料は審議会に提出できるのか。</p>
事務局	<p>年10件程度と考えている委託業務の請負契約金額に対する人件費割合が平成24年度ベースだと何割程度なのかといった資料でしょうか。</p>
委 員	<p>そういうことである。わかる範囲で構わないが、審議するためには必要であると思う。</p>
事務局	<p>できる範囲で作成したい。</p>
委 員	<p>国交省の入札契約に関する適正化法のガイドラインの資料もお願いする。</p>
事務局	<p>了承しました。</p>
委 員	<p>内容を確認する中で、疑問が生じた場合は電話での問い合わせも可能か。</p>
事務局	<p>事務局にご連絡いただければ、対応したい。</p>
会 長	<p>事前に問い合わせいただいた内容も含め、審議できれば良いと考える。</p>

事務局	事前問合せの内容についても、各委員との認識を統一する必要があるため、質問が寄せられれば整理し、次回会議でお示ししたい。
-----	---

8. 閉会

会 長	他にないか。 それでは、これで第 1 回 直方市公契約条例策定審議会を終了する。 次回については、事務局の日程調整後、開催通知を送付する。
-----	---